

国民健康保険税の 軽減判定の 基準が変わります

■問い合わせ

- ・保険税について 税務課 課税第1班
☎ 0820 (74) 1008
- ・資格について 健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502

国民健康保険（国保）について

後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも国民健康保険に入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国保税が課税されます。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。

事業所から周防大島町役場への連絡はありませんので、必ず健康増進課医療保険班、または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、保険証、取得または喪失の年月日を証するもの

軽減判定の基準が変更となりました

地方税法が改正され、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して現行と同水準とするため、軽減判定所得基準が変更となりました。

軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

◎軽減判定所得

軽減割合	世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）	
7割軽減	改正後	$[43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)]$ 以下
	改正前	33 万円 以下
5割軽減	改正後	$[43 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 28 \text{ 万} 5 \text{ 千円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)]$ 以下
	改正前	$[33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 28 \text{ 万} 5 \text{ 千円}]$ 以下
2割軽減	改正後	$[43 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 52 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)]$ 以下
	改正前	$[33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) \times 52 \text{ 万円}]$ 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入額が125万円を超える65歳以上の方）です。

※（給与所得者等の人数 - 1）が0未満になるときは0とします。

◎令和3年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	8.9%	3.1%	2.9%
均等割	27,400円	8,900円	9,300円
平等割	25,800円	8,900円	7,000円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分は、40歳以上65歳未満が対象となります。

納税通知書の送付

令和3年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。